

平成二十二年二月五日

衆議院予算委員会

○鹿野委員長 この際、伊吹文明君から関連質疑の申し出があります。金子君の持ち時間の範囲内でこれを許します。伊吹文明君。

○伊吹委員 鳩山総理、お久しぶりです。あなたは小沢さんの幹事長として、私は福田さんの幹事長として、一年間大変苦労したことを思い出しております。

そのことの中で、きょうは幾つかのことを質問したいと思いますが、もちろん、人間の節義として、二人だけで話したこと、表に出ていないことは当然この場では質問はいたしません。

まず、あなたの御家族と私は、大変深いというか御縁がございます。私が初めて社会人になりましたときに、御尊父の威一郎先生は私の保証人になってくださいました。そのときに、威一郎先生は職業欄というところに国家公務員と書かれましたね。私は、大蔵省何々課長とかそういうふうにお書きになるのかなと思っておりました。初め

て社会人になって、ああ、やはり長い間しつかりと練れたおうちの方はこういう表現をするんだなと私は思いました。それ以来、私は、バッジは国会と会館のときだけつける、そして、職業を問われたときは、党の幹事長だとか何々大臣ということとは言わない、必ず特別職の国家公務員ということを書いておきます。

その御尊父は、御家庭の中のことは私はよくわかりませんが、私とおつき合いをしていた限りは大変穏やかな方でした。しかし、一度激怒されたことがあります。それは、主計局長をなさっていたときに、来年はこの予算は要求をいたしませんと言った省庁が明るる年に平然と同じ予算を要求してきたときに、約束は守らなければならぬんだということを大変激怒されたのを私は覚えております。しかし、とても穏やかな、人を傷つけやいけないという御性格で、そのことがかえつていろいろなことになったということもあるんだと思います。

まず私は、幹事長時代にお互いに仕事をしてきて、鳩山さんに三度違約を受けたという苦い経験があるんです。総理は、いや、そうじゃないよとおっしゃると思いますが。

一番目は、総理とはむしろ無関係ですね。こういうことは無理なんじゃないかなと控室で二人で話していた、あの大連立のときですよ。小沢さんは、公党間の約束をして帰って、党内で反対を受けて引つ込められました。これは、一般の企業で業務提携しようというときに、代表取締役が約束して帰ってきて取締役会でうまくいか

なかった場合は、当然辞職をするんですよ。しかし、平然としてその地位にまたどまられたわけですね。

それから一番目は、日銀の、総裁のときは私は直接関与していませんでしたが、副総裁のときは、これじゃいけないと思って随分二人で議論をしました。二人だけで話すのは危ないなと思ったから、私は幹事長代理である細田代議士に御一緒に来てもらって、鳩山総理は幹事長代理であった今の官房長官を連れておみえになりました。

そのときに、これは報道されていることですからそのまま言いますと、大蔵省の次官でなく、そして総裁にならない限りは私が党内を説得しますというので、まあ、危ないなと思ったから合意文書にサインしましたね。それは、今自民党の幹事長室に残っておりますよ。当時の小沢代表はそのとおりやってくださらなかった。

鳩山総理は大変責任を感じて、私は幹事長をやめるとおっしゃいましたね、あのとき、党内で。

私は、そういう責任のとり方をされるのなら、昔から御縁のある鳩山由紀夫先生のことだから、党内ではいろいろ意見がありましたけれども、私が我慢をしていたら、小沢さんに何か肩を抱かれたという報道がありましたね。そのときにころつと留任をされちゃったんですよ。これが一番目。

それから三番目は、これは議長の権威を大変傷つけたと思いますが、今回もマニフェストで約束違反になっている暫定税率、我々はこの税率を維持していこうとしていたわけですが、ガンリン値下げ隊という旗印を掲げて、私はこれはい

かぬと思ったので、三月三十一日までに法律が通らなければ現在の法律をそのまま適用するというつなぎ法案を出したんですよ。そのときに、衆参議長がごあつせんになりました。しかし、それは結果的にそのとおりにならなかったんです。これは議長の権威を大変傷つけちゃったと私は思います。

いろいろ言い分はあると思うんですけども、やはり一国の総理という印綬を帯びたときには、約束をしっかりと守っていくというのが基本だとは思いますが、簡単に心境を述べてください。

○鳩山内閣総理大臣　まず、尊敬する伊吹委員から十六年前に他界したおやじの話を言及していただいて、ありがたく思っています。

おやじが常日ごろ言っておりましたのは、おれが一番尊敬しているのは伊吹先生だとおやじが言っておりました。(伊吹委員「そういうふうをすついちやいけないよ」と呼ぶ) いや、本当にそうなんです。それで、どういう方なのかなという思いで関心を持って接させていただいておりましたし、幹事長の時代も、できる限りその意味で、与党と野党の立場でありますが、国のために同じ思いであれば、当然、ある意味での、闘うところは闘いますけれども、協力すべきところはあるな、そのように思っておりました。

大連立に関して、当時の小沢代表、どこまで確約されたのか私にはわかりませんが、私どもとして、役員会でそれは無理だという話を当時の小沢代表も理解をされて、そこで結論を一度出したわけでありましたが、その後、小沢代表は、御案内の

とおり、やめる、代表として職を辞すということを発表されたものですから、むしろ、私どもが、今やめるべきではないと。本人もこの大連立というものは無理だと理解をされたということですから、その意味で、説得をしてとどまってもらったというのが一点目でございます。

また、日銀の副総裁人事も、私も思い出しておりますが、伊吹幹事長には、今お話があったような条件の方なら大丈夫だということはそのように感じてはおりましたし、党内の大半はそれで十分だという思いでありましたものから、これは説得をして、何とか理解を求めるということではございました。しかし、現実そのようになりませんでしたので、代表との間で、テレビなどでの発言もあり、そのようにならなかった。

そこで、私としては、伊吹幹事長に約束をしたことが履行できなかったものですから、幹事長をやめるということは申し上げました。しかし、そこも強く、ある意味で小沢代表との間の信頼関係が逆にならぬよう深く深まったのも現実なんですけれども、そのような大きな事件の中で、おまへがいなきや困るといふことで押しとどめてくれたものですから、私としては幹事長職にとどまっていたというのが二点目でございます。

暫定税率のときには、確かに、衆参の議長、副議長にも結果として御迷惑をかけたということにはなつたと思っておりますが、しかし一方で、当時の河野議長のあつせん文の中でも、議長と私との間で、実は、余り厳しいものにするといかぬから、ここのところの文案は君のためにつくつてあ

るんだぞというふうな話をしていたいたのも事実でございます。そのもとで、私としてもあのような結論を出したということでございます。

懐かしい思い出でございますが、いろいろと、必ずしも当時の伊吹幹事長の期待にこたえられなかったということに関しては、申しわけない思いを表明させていただきます。

○伊吹委員　今、御心境はどのようなことですが、きょう私がおこへ立っているのは二つの目的があります。一つは、日本国の行政の最高責任者であり、与党の、まあ、最高の立場におられると期待してありますけれども、鳩山さんがどういうお人柄の人であるかということをおテレビで大勢の人に理解していただくということが一つ。それから、政治資金の問題もいろいろ大切ですが、やはりお互いに、野党は野党らしい矜持を持ち、与党は与党としての自覚と責任を持ってもらいたいということ、それを通じて、民主党と自民党の国家観あるいは目指すべき国家ビジョン、これを国民の皆さんに判断していただいて、この次の参議院選挙の投票行動の一助にさせていただきたいということです。

今、お話を伺いました。テレビの皆さんはこれをどう聞かれたか私にはわかりませんが、党内で、当時の小沢代表からはこう言われた、あるいは、役員会に諮らうというお話はそうでしょう。しかし、交渉事、約束事には相手があるんですよ、相手が。だから、いみじくも言われたように、マニフェストは国民との約束であり、これを履行するのが私の責任だということを言っておら

れる。これはそのとおりにおっしゃっている。

しかし、鳩山総理は多分、鳩山威一郎先生と安子さんや、あるいは長い御家系の中で恵まれて育ってこられたから、人を傷つけないとか、そのときうまく話を合わせていくというお気持ちが強いから、自分では意図していないけれども、結果的に、党内の事情はわかりますよ、それを信じた相手を裏切るというか、うそをつくつもりはないんだけれども、結果的にそういうことになっちゃう。これはぜひ、これから一國を担っていかれる場合には、少し慎重にやってもらいたいというのが私の希望です。お答えは要りません。

それで、そのことが結局、総理の立場、与党の立場ということ必ずしも自覚しない発言になるということなんです。先ほど来もずっと言われていましたけれども、闘ってください、不起訴を期待すると。これはぶら下がりで言っておられますよ、国会内で。先ほど来、ここに座って、私は総理大臣としておっしゃったんだけど、参議院の補正予算審議のときは、小沢さんとはどにも政権交代をなし遂げた、私は代表であり、小沢さんは幹事長であると、国会の場でそう言っておられるんですよ。

だから、もう今や与党のトップであり総理大臣で、野党の幹事長や代表じゃないんですよ。あなたの下には、強制捜査権を持っている法務省の外局である検察庁があり、そして、財務省の外局である国税庁があるんですよ。あなたのその一言は、人情としては私はよくわかりますよ。人間として、小沢さんと一緒に闘ったんだからぜひ小沢さんは

信頼したい、それは結構です。しかし、一國の総理としては、それをどう行政の構成員が受けるかということをやはり考えて御発言にならないと私はいけないと思いますよ。

習近平さんの訪日の際の対応もそうです。

先ほど来、憲法の論議が石破さんのところであったけれども、この日本国憲法、これは皆さん持っているとありますが、この第一章に「天皇」というのがあって、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」と。そして、行政権は、日本は議院内閣制ですから、与党の支配下にあるんですよ。しかし、与党の支配下にはあるけれども、公務員はすべて、我々特別職の公務員も国民すべてに奉仕をしなければなりません。だから、ある党の有利なために、あるいはある党の影響力を行使したと、実際していませんよ、疑わせる発言は絶対にしちゃいかぬですよ。

私も与党の幹事長として中国へ行きました。そのときに胡錦濤さんが出てきて、私どもは百六十人も連れては行っておりませんが、我々は公明党の幹事長と私と両党合わせて十名で行ったんですよ、約五十分ばかり親密な話を、意見交換をしました。そのときに私は、私は一政党の幹事長ですよ、国家主席にお目にかかるということは外交上いいんでしょうかということを開いたんですよ。中国の要人は、いや、胡錦濤さんは中国共産党の総書記です、伊吹さんは自民党の幹事長だから、それは構わないですよと行って会ったんですよ。

これは、伝聞でいろいろなことを言う間違う

といけないから、公の新聞が書いていることを私は読み上げますから、もし間違っていたら新聞社にぜひ注意をしてやってもらわないといけないのは、内閣が要請した、あるいは、小沢氏強く要請、みんなそういう記事になっていますよ。だから、これからすると、胡錦濤さんは国家主席として小沢さんに会っているわけじゃないんですよ。中国共産党総書記として民主党政権の小沢さんと会っておられるんですよ。

だから、習近平さんが来られて、十分時間があつて宮内庁がオーケーだと言え、それは外交上内閣が必要だと思えば会われたらいいですよ。胡錦濤さんが来たときに事実そういうことをしたわけだから、自民党政権は。しかし、今回は宮内庁長官があれだけの抵抗を示しているでしょう。それをやはり無理押しするということは、与党が支配している議院内閣制の内閣官房や、しかも、官房長官や外務省は、それは時間的に無理だということを一時言っているんですよ。これだけはやはり私はぜひ注意してもらいたい。

もう一つ、先ほど来問題になっているこの予算審議の、箇所づけか仮試算かということなんですけれども、これも財政法違反だとかどうだとかということの議論があつたけれども、これは明らかに私は憲法違反じゃないかと思えますよ。

憲法では「財政」という項目があつて、その八十三条に「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。」と。国費を支出し、または国が債務を負担する、つまり、地方自治体にこれこれの補助金を上げますよ

という約束をすることは、これは国会の議決が終わってから。

だから、自公政権のときは、衆議院が通れば、一カ月ルールがあるから、行政の作業の開始を許可して、そして予算が通ってから配賦をして、ましてや与党の我々のところへそんなものは一切来ませんよ。そのことだけはやはりしっかり注意を……（発言する者あり）いやいや、当時の与党と言っているの。よく聞いて、そして勉強して、不規則発言は構わないんです、いい不規則発言で結構なんです、やはり、一寸の鉄が人を刺すように、サンショウは小粒でもびりりと辛いように、私はさつきテレビを見たら、ずっと皆さん方を映してきますよ。有権者が見て、この人に票を入れてよかつたなという不規則発言と行動をしてください。ぜひ総理にそのことを私は強くお願いをしておきたい。

そして、これはいい与党になってもらいたいから申し上げているんです。皆さんがいい与党になり、我々が、かつて皆さんが野党のときに出任せを言ったり場当たり発言をしたりしたことを反面教師として、私は今しっかりした野党としてやっていく、これが正しいことだと思います。

今皆さんが困っているのは、結局野党時代に気楽に言ったことの後始末をすることにみんな困っているんですよ。それはよくわかりますよ。（発言する者あり）四年間でやっているということは、あのマニフェストを掲げて選挙をしたことを知らない人が言っているんです。後で私はきっちりそのことを説明します。

ですから、皆さん、普天間の問題も、外務大臣や官房長官が言われたことは、官房長官が言ったことは、名護の市長選のすぐ後だから、必ずしも政治的には私は言っちゃいけないことだと思うけれども、日本の主権を最後に守らなければならぬい場合は、そういうことも法制的にはあり得ることなんです。やはり沖縄の方のおかげで日本は核武装もせず、そしてその軍備の増強の費用を公投資や何かに回してここまで豊かな国になった。だけれども、沖縄の方の県民所得は今低い、そして基地もたくさんある。だから、国民の税金を集めて、少しでも沖縄の方の合意を、ガラス細工のようにして、時間をかけて時間をかけてつくり上げたのが、あの名護の辺野古への移転案だったんです。それを、選挙の前に、国内か国外へという発言で、今、そのガラス細工はばらばらになったということですよ。

さて、その後、あなたに言われたくないとか、これはまあ訂正されたんだけど、前の政権のツケだとか云々ということが言われますが、そうかどうかをこれからちよつと私は検証したいと思います。

まず、今お手元に配ってある補正予算のマクロ効果というのを、ごらんいただきたいと思えます。これは野田財務副大臣にお伺いしますが、あなたは藤井さんと一緒に大変な御努力をなすって補正予算と本予算の作成をされたので、あなたにお伺いしますし、菅財務大臣も、適宜、発言したいときは手を挙げて発言していただいて結構です。まず、補正予算が七兆だとかどうだとかという

話が言われていますが、マクロ経済的にいうと、ごらんのように、二十一年五月に成立をした麻生内閣の補正予算の税収見積もりが、五月ですから全く自民党としては間違ったんですね。これは自民党の責任として公平に認めなければいけないでしょう。そして、間違ったから、その分を国債で埋めた以外は、結局、予算の内容を組み替えておられるだけなんです。予算の内容を組み替えておられるわけです。

だから、あなたはまず、私が示したこのグラフが補正予算の実態に合っているかどうかを確認してください。

○野田副大臣 伊吹委員にお答えをいたします。おつくりいただいているこのパネルの、自公政権でつくった当初、それから第一次補正と比べての二十一年度第二次補正、この表とか数字は正しいものだというふうに思います。

○伊吹委員 そうすると、参議院のときには乗数効果がどうだとかこうだとかという話が菅財務大臣とうちの林参議院議員の間にありましたが、マクロ的に、中身が組み替わっているのはいいですよ。中身は、それは賛否いろいろあります。

例えば、私の地元というより、これは前原さんの地元だね、COP3の国際会議場というのがあって、ここはもう五十年ぐらい前の建物だから、耐震強化費が麻生内閣の補正予算に入っていたんですよ。しかし、それは不要不急だということで削られています。外国の要人が地震で、べちゃんこになって日本の名声が落ちるといふ判断もあれば、地震が来なければそんなものは必要じゃないじゃ

ないかという判断もあつても構わない。それはおのおの、それを最終的に投票で判断してもらおうんだから。だけれども、財政支出としては、一千億もふえていないんですよ。

しかも、これは亀井さんが頑張ったからこれで済んでいるけれども、頑張らなかつたら麻生内閣の財政支出より少なかつたのよ、補正予算は。しかも、同じようなものを九月から成立のことし一月まで支出をしなかつたということが、景氣に対して非常に悪い影響を与えたと思います。

総理、どうですか。

○菅国務大臣 まず、自民党側といましようか自公政権での一次補正のところに、私もそちらの席でいろいろ議論しましたが、リーマン・ショックの後でもありましたから、規模の問題でそんなに私たち当時の野党が、けしからぬと、少なくとも民主党が言った覚えはありませんで、中身が問題だということをやつと言い続けてまいりました。

そして、まず一次補正の見直しから始めたわけですが、歳出の内容をまさにコンクリートから人へという方向に変える。これは、規模の問題以上に、私は、大きな日本の財政の構造を変えない限りは、その後に来る財政再建も含めて不可能だ、そういう認識でおりましたので、この数字がマクロ的な、マクロというよりは、数字の上では確かに一千億円の増になっておりますけれども、中身が変わつたことそのものが私は一番本質的だったと。

あえてそれに加えて言えば、御存じのように、この第二次補正で、今後一年間でGDPを〇・七

%程度押し上げるといふ見込みでありますし、また、これによつて雇用が、八十万人の維持プラス二十万人の創造ということで、百万人の雇用が維持ないし創造されたということをし添えておきたいと思ひます。

○伊吹委員 それはちよつと違つてしよう。それは、麻生内閣のときの補正予算であればどの程度の効果があり、そして今、あなたは乗数理論のときに消費性向、消費性向という話があつたけれども、財政支出は、例えばケインズが言つてゐるのは、こちらの穴を掘つてこちらに積み上げる、積み上げた土をまたこちらへ持つてくる、これであつても有効需要にはなる。しかし、こんなばかなことはやつちやいかぬ、これは当たり前のことなんでしょう。

しかし、いいですか、中身は胆沢ダムへ行つてゐるのかどこへ行つてゐるのか、それはわかりません、我々は。しかし、財政支出としては、その財政支出の内容が、家計に入れる場合と公共投資に入れる場合と、それでは、麻生内閣のときの財政支出と、あなた方が組み替えられたこの七兆四千億の財政支出の乗数効果はどうなりますか。

○菅国務大臣 まず、先ほど〇・七%と申し上げましたが、確かに、単年度では、いろいろマイナス効果もありまして、マイナス〇・四ということと合わせますと、トータルではプラス〇・三%の効果だと見込んでおります。

それから、ケインズの名前が出ましたけれども、私は、確かに、ある時点で例えば国債を出して歳出をしなければいけない、そういう危機的な状況

はあると思ひます。ですから、先ほど申し上げたように、第一次補正の規模については反論いたしませんでした。

しかし、もう少し本質的なところで見ると、多くの場合、乗数効果というのは、一兆円なら一兆円を歳出したときに、つまり、公共事業であれば一プラスCプラスCの自乗プラスみたいな数字ではいきますが、これはどこから一兆円持つてこなければいけないわけでありまして、歳出の効果の計算式には一応理論上はなつていますが、歳入がどこから、一年先にお金が使えないか、あるいは増税であればそのときに家計から一兆円持つてくるか、それによる歳入側のマイナスについては合わせた議論になつておりませんので、まあ、余りケインズの理論まで批判をするとちよつとおこがましいかもしれませんが、私は歳出側だけの議論になつてゐると思つてゐます。

その上で、今もお話のありましたように、一般的には公共投資は、乗数効果はないしはそれ以上になつておりますけれども、こういった家計支出の場合は、せんだつて参議院で詳しく答弁をいたしましたけれども、そうした計算式が内閣府のモデルでは、とても所得構成とか年齢構成まで含めた計算式はありませんので、現在のところは消費傾向の〇・七を使つてゐるということを申し上げておきたいと思ひます。(伊吹委員「消費性向です」と呼ぶ)消費性向の〇・七を使つてゐるということを申し上げておきます。

○伊吹委員 鳩山総理、あなたに言われたくないとか、自民党の与党時代のツケがとかいふ発言が

閣僚からありますけれども、あえて言えば、まあ不規則発言している程度の人はそのころはいないからわからないだろうけれども、小沢一郎さんは、この予算を二十四年間、自民党の国会議員として賛成しているんです。そして、総理は、田中派、竹下派の応援を受けて、昭和六十一年から九十三年の離党まで七年間、予算に賛成しておられるんです。そして、自社さ政権のときは、あるいは細川内閣のときは、制度減税をしているんです、大きな制度減税をしているんです。それがみんな積み重なっているんです。

それから、当時の野党の皆さんの国会での議事録も私ずっと調べました。こんな減税じゃ少ないとか、こんな財政支出をしるとかというのを次々と言っておられますよ。それで、朝日新聞の社説も、みんな減税志向です。

だから、中身のことはいいですよ、与党になったら、もうあなたのせいだとかどうだとかと云うことはやめて、お互いに協力をして、現状をしっかりと正しい方向へ国民のために持っていくというのが大切だと思いますよ。どうですか。

○鳩山内閣総理大臣 それは、政治というものは当然国民の皆さんの暮らしのためにある、そう思っておられますから、そのために野党の皆さんと一緒に議論しながら協力をしていく、当然だと思っておられて、そのことによつて、切磋琢磨してよりよいものができてくる、そんなふうに私も思っております。

かつて私も自民党の中におりましたことも事実でございますし、それぞれいろいろな経歴の中で、

今民主党の行動を強めているところでございますので、民主党は民主党、あるいは連立与党は与党としてしっかりとした政策をつくりたいと思いがすが、ぜひ自民党さんにも同じ思いで国民の命のために頑張っていただきたい、心から期待をいたします。

○伊吹委員 先ほど総理も、四年間でやればいいんだと先ほど不規則発言で、これを公約に掲げて選挙をしたのかなど私は驚きましたが、ここに皆さんがつくられた、民主党の政策を実行する手順を御説明しますという工程表があるんですよ。二十二年度は何をやるかということが明示してあるんですよ。四年間でやつたらいいというもののじゃないんですよ。二十二年は、五兆五千億使った例の子ども手当じゃなくて、その半額の二兆七千億をやりますと。そして暫定税率は二十二年からずっとやりますと。みんなここに書いてあるんですよ。

それで、この次のページ、これは鳩山さん、あなたの顔が載っているところなんだけれども、この財源は、国債を発行せずに、すべて無駄を省いて、そして税外収入である積立金等をやつて、そしてあとと税特別措置を廃止して予算編成をしますと言っているんですよ。だから、これを見れば、四年間でやつたらいいという話じゃないんですよ。二十二年は何をやつて、二十三年は何をやつて、二十二年は何をやつておられるんですよ。

そこで、今度、実際の予算編成の数字を出しましょう。これは野田財務副大臣に確認していただきますでしょう。

自公政権の当初予算は八十八兆五千億でした。マニフェストどおりやれば、無駄と税外収入と租税特別措置の処理で七兆一千億を出します、それで子ども手当と暫定税率とその他をやります、こういう予算になるはずだったんですね。

ところが、これは全く民主党のせいじゃないところがあるんですよ。これは公平のために言っておきます。毎年、お年寄りがふえたりすると、社会保障費が当然伸びてくるんです。これは自公であれ、皆さんの政権であれ、当たり前です。国債がふえれば、国債費がふえます。だから、これはマニフェストに書いていなくても当然やらなければならぬ。こういうのが民主党のマニフェストに忠実な予算だと思えますが、いかがですか。

○野田副大臣 そちらで書かれているパネルの「民主党マニフェストに「忠実な」予算」という書き方はこのとおりだと思っております。その横、「嘘だった」二十二年予算」というのは、これはちよつと違うと思っております。（伊吹委員「数字が違いますか」と呼ぶ）

○鹿野委員長 ちよつと、答弁しますので、どうぞ続けてください。

○野田副大臣 数字がまず違つと、解釈です、私ども。

例えば「税外・増税」、これは恐らく税制改正の部分を含んだところで〇・一兆をやしていると思うんですが、一・二兆。その下の、歳出削減を一兆円とこれは書かれていますよね、二重丸がついているところ。これはちよつと私どもの解釈は違います。ここは二兆三千億あると思つています。

○伊吹委員　そういう答弁をされるだろうと思つて、次のパネルを用意しておきました。

これは、まず、一兆三千億、要求段階であなた方は減らしているんですよ。一兆三千億、要求段階で。概算要求をさせないという行為をしたわけです。これはこれで構わないですよ。しかし、お金に色はついていないから直に行つていないんだけれども、結局、地方の配慮をするために交付税を七千億ふやしたんですね。これはマニフェストにも書いていない。それから、決算調整資金の繰入額が不足しているから、七千億、ここへ充当している。

そうすると、結局、この黒い線から上のマニフェストのところは約一兆円の、もちろん、暫定税率が約束どおりにならなかったんじゃないかとか、あるいは子ども手当を地方へ押しつけたんじゃないかとか、押しつけたから交付税の手当てをしたんじゃないか。いろいろなことはあるんだけれども、結局、一兆円だけは国債発行で賄わざるを得なかったんですよ、マニフェストの部分は。これは間違いですか。

○野田副大臣　結論から申し上げますと、御指摘は間違いだと思います。

というのは、ちゃんと説明しなきゃと思えますけれども、マニフェストの主要項目、どれぐらいかかったかというのは、伊吹委員がつけられた、これはマニフェストどおりの三兆一千億円です。三兆一千億円です。ちよつと下の方、違うなと思ふのは、交付税の増は、一般会計ではこれは九千億円ふえていますので、○・九でございます。

こはちよつと、少し数字が違ふと思ひますが。

問題はマニフェストの財源ですけれども、まず、九十五兆円、十月十五日に各府省から概算要求が出てきた時点で、それを取りまとめる段階で一兆三千億削りました。これは御指摘のとおりです。だから、これは下に書く話ではなくて、まず上に載つかる話だ、歳出削減として。

その上で、事業仕分け等で歳出削減、これは事業仕分けの評価結果と横断的な見直しを加えて約一兆円削減をしました。これで二兆三千億円です。加えて、公益法人の見直し等によつて基金を国庫に返納するというのがここに入つてくる税外というところだと思ひます。これが一兆円を超えているということ、都合でいうと、マニフェストを実現するために私どもは三兆三千億円の財源確保をしたということ認識して、新たに国債増発をしたということではありません。

○伊吹委員　これは説明の仕方、見解の違いですよ、率直に言えば。交付税をふやす、そういうこと、あるいは決算調整資金、これをやるのであれば、マニフェストに入れておけば上へ上げていいですよ、マニフェストに入れておけば。だけれども、そんなものは入つていませんよ、マニフェストには。

だから、まあこれはいいでしょう、私が申し上げているのは、要は、なかなかこれは、あなたがいみじくもおっしゃったように、来年度予算編成をして、その中で、今一万三千円ですか、それを二万六千円満額出すのは難しい、いや、総理は満額出すんだ、いろいろな議論があるけれども、

私は非常に難しいと思ひますね。非常に難しい。そして、税外収入もほとんど枯渇してきている。

だから、私どもの谷垣総裁が、野党として、あの人も鳩山さんと同じように人を傷つけない優しい人だなと思つて私は聞いていたんだけれども、社会保障がこれからどんどんふえていくので、税制改正と社会保障費の財源を一緒にやりましようという提案をしたじゃないですか。

野党としてこういう提案をするということは、私は珍しいと思ひますよ。少し前向きに受けとめて国民の皆さんにテレビで、一緒にやりたい、あなた方だけに増税で票を減る危険を負わさないということを言つているんだから、やつたらいじやないですか。

○鳩山内閣総理大臣　谷垣総裁の温かい、差し伸べられた手ではございました。それはありがたく思つておりました。

ただ、やはり社会保障費を含めて大変これから厳しい状況になることを考えたときに、特に年金が中心ではありますけれども、どのようにしてそれを賄つていくかということは、まず一義的に、与党の方で十分に検討して方向性を出すべきだと思います。与党が何ものというか、我々は、民主党時代には民主党時代の案というものは用意しておりますが、連立政権ということでありまして、その連立政権でしっかりとしたものにしていかなければいけません。それには多少の時間がかかります。全く与党として、あるいは内閣として案も出さないうちに一緒にやりましようと言うのはなかなか無責任だと私は思つておりますから、

基本的には、我々が我々の案をつくらせていただく中で、ぜひ野党の皆様方とも協議をすることも考えてまいりたい、そのように考えております。

○伊吹委員 いづごろまでに案はできるんですか。
○菅国務大臣 幾つかの要素がありますが、もうすぐにでもスタートをしたいと思っておりますが、社会保障と税の共通番号の議論です。

それから、年金制度の抜本改革、これは、我が党はかなり以前から最低保障年金をやっておりますが、今の自公の皆さんはかつて二つに大きくまとめると言われましたが、それも必ずしも進んでおりません。年金問題もそう遠くない時期に議論を始めたい、こう思っております。

そして、単年度のいえば、先ほど来いろいろ温かい御指摘もいただきましたが、まだまだ離れすぎ焼きという状況が残っている可能性が高いものですから、それについてはしっかりと行政刷新会議を中心にお願したい。

そういうことを考えますと、この一年ぐらひは少なくともそういったことでしつかりとやるべきことをやりながら、次の展望を六月ごろには、中期財政フレームあるいは財政戦略というものを出すことで方向性を国民の皆さんにも示したいと思っております。

○伊吹委員 こればかりやっているわけにいかないので、総理、民主党には民主党の政策を判断する基本的な物差しというものが当然あると思うんだけれども、福島さんのところは古い政党だから大昔から綱領があつて、何度も何度も直しているんですよ。だけれども、ある。民主党には、党

大会での決定文書というのはあるんだけれども、綱領というものは私はないと思うんですが、なぜないんでしょう。

○鳩山内閣総理大臣 私ども、必ずしも綱領というものはつくっておりません。ただ、大事なことは、国民の皆様方のために一番重要なことは政策立案だという思いでございまして、どういう思いでこの国を担っていくか、どういう国を目指すのかという思いは、考え方というものの基本は、当然マニフェストにも、その中で具体策を書いているわけでありすが、つくらせていただいているところであります。

○伊吹委員 あなたが言っておられること、マニフェストに書いてあることとおやりになつていくことは、かなり私は違うと思えますよ。

それで、では、簡単なことを聞きましょう。総理、入学試験は認める、必要なものと認めますか。あるいは、特許権というものの権利を認めてあげるといふことはいいことだと思いますか。あるいはまた、ユニクロの安売り商法というのはいふふうにお考えになりますか。

○鳩山内閣総理大臣 入学試験、何の入学試験かわかりませんが、入学試験というものによつて、ある意味でその試験によつて、その成績で、当然倍率が高いときに結論を出すというやり方は、私は十分考えられるものだと思います。

特許権というものも当然現実にあるわけでありますので、知的財産権の議論というのはいろいろあるうかと思っておりますが、特許権も当然存在を認めるべきだと思います。

あと何でしたか、忘れましたが……(発言する者あり)ユニクロの安売りですか。ユニクロの安売り、その安売り商法で、これは経済にのつとつてユニクロが商売されているわけでありすが、それを一概に当然悪いとかいいとか言うべきものではありせんし、消費者が選んでいるわけですから、よろしいんじゃないでしょうか。

○伊吹委員 民主党のこの九八年四月二十七日の第一回党大会のものをずっと見ると、経済については、市場経済の原則を透徹すると書いてあるんですよ。しかし、一般社会を動かすルールは何だということを書いていないんですよ。消費者のため、消費者のためということを書きつと書いておられるんですよ。

やはり、競争社会、市場原理がいいかどうか、自立した国民をしつかりと尊重していくかどうかによつて、子ども手当だとか農家の生産費補償だとかをやるかやらないか、あるいは、そこに、何というんでしょうか、所得制限をつけるかつかないか、そういう議論がみんな違ってくるんですよ。だから、与党になられたんだから、やはりきちり出されたらいいですよ。我々は、再出発をするに当たつて、常に進歩を目指す保守政党たる自民党の基本政策というので、こういうことをずっと書いています。そして、これによつて、国民の皆さんもぜひ、自民党のウインドーを開いていただいて、これをこらんだきたいと思つています。そして、どういう国家像をつくっていくか。(発言する者あり)いや、抽象的なものすらない人はそう言っちゃだめなんです、それは、抽象的な

ものでもつくればいいよ、とりあえず。それをくくって、国民の皆さんに、どちらの価値観が正しいのか、歴史観が正しいのか、国家像が正しいのかというのをやはり月曜日からは議論してもらいたいな、私はそう思ってこれを出しました。

与党になられたんだから、民主党の綱領、基本的な価値観、政策を判断する基準、目指すべき国家像、中で矛盾のないように、ぜひ私はつくっていただきたい。

最後に、時間がないので、もうこういう質問は私はまことにやりたくないんだけど、鳩山総理、あなたは、結果的にお母さんから贈与をいただいたお金で収入を虚偽記載してやっていた。故人の名前、存在の人の名前、あるいは二十万円以下の名前を出さなくてもいいパーティーのところ、秘書さんでしようね、御存じなかった、入れておられて、それを直されましたね。直されたときに、相手勘定に活動するための費用があつて、それをどういうふうに賄ってきたか。この賄ってきた方の収入が間違っているということになると、これは収支が合わないから、借入金を立てられたんですよ。あなたから寄附をさせたら一千万の量の規制違反になっちゃうから、借入金を立てられたんですよ。

そこで、総務省の選挙部長が来ているから私はぜひ聞きたいんだけど、来年というか修正した次の年、総理の政治活動を大幅に縮小しない限りは、また借入金を立てないといけないんですよ。お金が集まらない、だから偽装したんだと秘書さんは言っているわけだから。一生懸命パーティー

をやつて、駆けずり回つて収入をふやすという手はありますよ。だけれども、それは難しいからというのでやられたんですよ。これをずつと、借入金をずつと重ねていって、最後に総理がいずれ政治活動をおやめになるときに、資金管理団体に借入金の山が残りますね。民法上、総理は多分債権を放棄するということとそれはきれいになるんだと思うんだけど、このことは、金を持つている者が結果的に借入金という形でどんどんどんどん積み上げておけば、それによって政治活動ができ、権力を手に入れて総理大臣まで上り詰められるけれども、借入金を出せない人は、できないんですよ、これは。

だから、選挙部長、そういう事態を想定していますか。ぜひお答えください。

○田口政府参考人 総務省としては、個別の事案につきましてもお答えを差し控えていたいただきたいと存じますが、その上で、一般論として申し上げますと、政治団体の解散後における政治家の貸付金の処理につきましては、政治資金規正法が規律する対象となっていないところでございます。○伊吹委員 それからも一つ。私はきのう、特捜部長の記者会見をずつと中継で見っていたんですが、小沢一郎氏について、共犯として有罪を得る見込みが非常に薄いので今回は起訴を見送つたというのを言っておられますよ。という事は、正犯は二人の秘書さんなんですよ。小沢さんに政治資金規正法についての共犯の容疑はないということをおっしゃられるのであつて、例えば、政治資金として買った、借入金だった、私が積み上げ

た資産だ、預かつていた金だと、現ナマの性格がくるくるくる変わる変わつていんですよ。

だから、例えば、一般論として、政党交付金を政党の責任者が政治団体に交付する、あるいは個人に交付するという事は、これは全く自由なんですよ。しかし、その交付されたお金で、一般論としてですよ、交付された者の個人名義の土地、不動産あるいは現金としての保管、そのようなことが行われる場合は、これは業務上横領じゃないかと私は思いますよ。

それから、さらに言えば、国税庁の次長が来ておられるから、これは総理にも関係することだから、何に使つたということと関係があるんですが、参議院の予算委員会での審議で、税務調査を受けているかと聞かれて、はいと言われて、もう一度確認されて、はいと言われましたね。

ということになると、裏金と政治資金は違うんですよ。裏金は、個人の雑所得としてすべて課税されちゃうんですよ、脱税として。ところが、政治資金として受けたら、量的規制違反という政治資金規正法上の違反は成るんだけど、税務上は課税されないんですよ、幾らになつても。だから、このあたり、何に使われた、どうだとかというのをしつかりと私は詰めてもらいたい。

それで、今、私の地元で、一カ月千五百万はとでもだめですが、伊吹さん、千五百万、息子にやっておきますよ、わかつたら修正申告しますよ、それで通るんですねという雰囲気がありますよ。これが二月の十五日からの確定申告にどういふ影響を与えるか。

税というのは国家の基本的問題だから、この辺のことを、間違っていないかどうかを、まず国税庁次長、雑所得として課税される、政治資金であれば、裏献金であれば課税されない、それを確認した上で、総理の最後の、民主党代表として、個人のことじゃなくていいです、一般論として聞いていますから。小沢さんの問題もあなたの問題も含めて、納税意識を低下させないように、最後に御答弁ください。

どうぞ、国税庁。

○岡本政府参考人 お答えいたします。

一般論としてお答えいたしますが、政治家の個人が提供を受けた政治資金については、所得税の課税上、政治家の個人の雑所得の収入金額として取り扱っております。

例えば、この場合に、所得税法上、収入の基因となった行為が適法であるかどうかを問わず、現実に収入を得ている場合には、これにより生ずる所得が課税の対象とされており、政治資金規正法に違反するものであっても、それにより所得が生じていれば課税されることとなります。

ただ、団体に対して、政治資金団体に係る収支については、課税の対象から除外されることとなります。

○鳩山内閣総理大臣 政治資金の問題に関しては、やはり、政治家本人の問題でありますだけに、これがいろいろと言われている状況の中では、極力、まずクリアに説明をすることが一番大事なことだと思っております。私のことで先ほどお話がありましたけれども、最終的な公判が終わった段階

では、私の支出の部分、先ほどいろいろと問題があるかもしれないとお話がありましたから、そのようなことはないと思っておりますが、国民の皆様方に御理解をいただけるように、できる限り尽くしたいと思っております。

また、納税の意識というものがこのことによつて決して減殺されてはならない、そのように思います。私自身のことに関しては全く知らなかったということではありました。それは事実ではありますけれども、しかし、現実に資金提供を受けていたというのが実態でございますので、しっかりと納税は行っていきたい。国民の皆様方の納税意識に対して何らか働きかけることも必要か、そのようにも思っております。

○伊吹委員 終わります。